

令和2年 第6回

# 戸田市教育委員会定例会

令和2年6月18日（木）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

# 第6回教育委員会（定例会）次第

## 1 開会

## 2 前回の会議録の承認

## 3 教育委員提案 別添 資料No.1のとおり

## 4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

## 5 議事

ページ

### (1) 専決処理事項の報告

報告第 9号 令和2年度一般会計補正予算（4月補正）について…………… 1

報告第10号 生涯学習課所管施設の臨時休館の継続及び再開について …… 2

報告第11号 戸田市社会教育委員の委嘱について…………… 4

報告第12号 戸田市公民館運営審議会委員の委嘱について…………… 6

報告第13号 戸田市立図書館運営協議会委員の委嘱について…………… 8

報告第14号 戸田市立郷土博物館協議会委員の委嘱について…………… 10

## 6 その他

### (1) 次回の教育委員会の日程（案）

令和2年7月16日（木）午前9時30分～

### (2) その他

## 7 閉 会

令和2年度 一般会計・特別会計（教育委員会関係）4月補正予算

（歳出）

（単位：千円）

款・項・目・大事業・中事業	補正前の額 (中事業)	補正額 (中事業)	計 (中事業)	説 明	節 : 節 細節 : ○ 細々節 : ・
10教育費 01教育総務費 02事務局費 06子育て支援臨時給付金 <b>06子育て支援臨時給付金</b> (学務課)	0	18,500	18,500	節10需用費 ○01消耗品費 節11役務費 ○01印刷製本費 節19扶助費 ○01子育て支援臨時給付金（就学援助認定世帯） 【補正理由】 新型コロナウイルス感染症への市緊急総合対策として、 就学援助認定世帯への一律30,000円の給付金支給のため	416 416 84 84 18,000 18,000
10教育費 04社会教育費 07郷土博物館費 02郷土博物館運営費 <b>03 展示及び教育普及事業</b> (生涯学習課)	10,543	△ 5,434	5,109	節12委託料 ・夏季展示会ディスプレイ業務 ・秋季展示会ディスプレイ業務 【補正理由】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、 展示会を中止としたため。	△ 5,434 △ 2,090 △ 3,344

## 生涯学習課所管施設の臨時休館の継続及び再開について

### 芦原小学校生涯学習施設の臨時休館の継続及び再開について

#### 1 臨時休館期間

変更前	令和2年3月4日（水）から5月31日（日）まで
変更後	令和2年3月4日（水）から6月14日（日）まで

#### 2 再 開 日 令和2年6月15日（月）から

#### 3 理 由 等

芦原小学校内にある当該施設については、新型コロナウイルスの确实かつ効果的な感染防止策を講じ、施設利用者の健康被害を防ぐ観点から、5月31日（日）まで臨時休館することとしていた。第14回新型コロナウイルス対策本部会議において、市内公共施設等の再開等の方針が定められ、当該施設の再開時期は未定となったが、小学校の通常登校の再開時期に合わせ、6月15日（月）からの再開予定とし、6月14日まで休館期間を継続する。

(参考) 戸田市立芦原小学校生涯学習施設運営要綱 ～抜粋～

(休館日)

第4条 施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) その他教育委員会が必要と認めた日

## 戸田市立少年自然の家の臨時休所の継続及び再開について

### 1 臨時休所期間

変更前 令和2年3月4日（水）から5月31日（日）まで

変更後 令和2年3月4日（水）から6月18日（木）まで

### 2 再 開 日 令和2年6月19日（金）から

### 3 理 由 等

少年自然の家については、新型コロナウイルスの確実かつ効果的な感染防止策を講じ、施設利用者の健康被害を防ぐ観点から5月31日まで臨時休所することとしていた。第14回新型コロナウイルス対策本部会議において、当該施設の再開時期は未定となったところであるが、緊急事態宣言の解除に伴い政府から示された「外出自粛の段階的緩和の目安」に鑑み、6月19日からの再開予定とし、6月18日まで休所期間を継続する。

### 4 参 考

#### (1) 戸田市立少年自然の家条例 ～抜粋～

(休所日)

第4条 少年自然の家の休所日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) その他戸田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めた日

#### (2) 平成28年4月1日付け締結戸田市立少年自然の家指定管理者基本協定書

戸田市立少年自然の家指定管理者制度業務仕様書 ～抜粋～

#### 4 休所日

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) その他教育委員会が必要と認めた日

資料 NO. 1

# 教育委員提案

令和2年第6回教育委員会(定例会)

令和2年6月18日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

# 1 教育委員提案

ページ

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する相談内容及び件数について（鈴木委員）…………… 1  
（教育総務課・教育政策室）
- ② 戸田市小学校児童・中学校生徒の視力について（鈴木委員）…………… 2  
（学務課）

## 教育委員提案①

### 新型コロナウイルス感染症に関する相談内容及び件数について

(令和2年5月28日現在)

内容	件数
小学校の卒業式について	2
臨時休校の実施について	1
休校中の一時受け入れについて	17
休校中の保護者会の実施について	1
休校中の校庭開放について	2
学習用端末の貸出について	2
オンライン授業について	2
東小中学校改築工事について	1
学校再開について	7
再開後の分散登校について	2
再開後の感染対策について	2
再開後の欠席連絡方法について	1
夏休みの短縮について	2
学校再開の取材について	2
教育センターへの SNS 相談 (のべ人数)	46
合計	90



# 戸田市小学校児童・中学校生徒の視力について

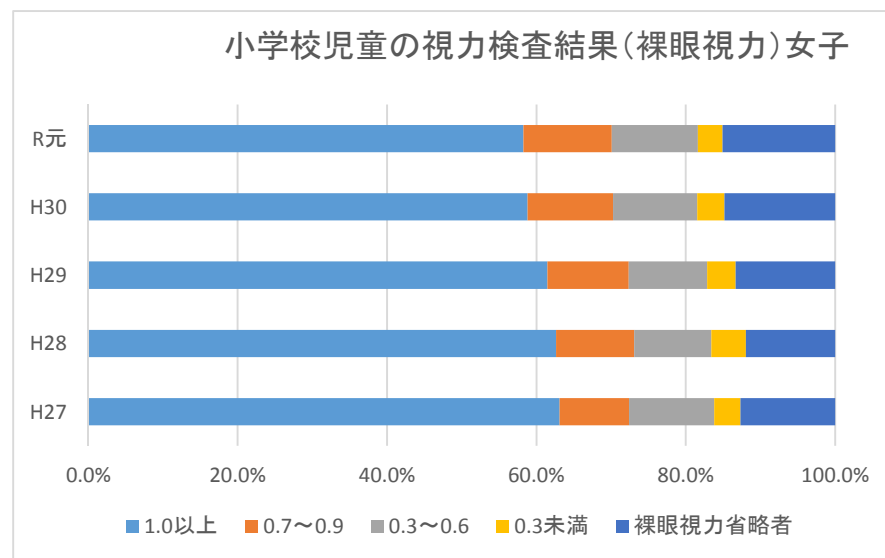
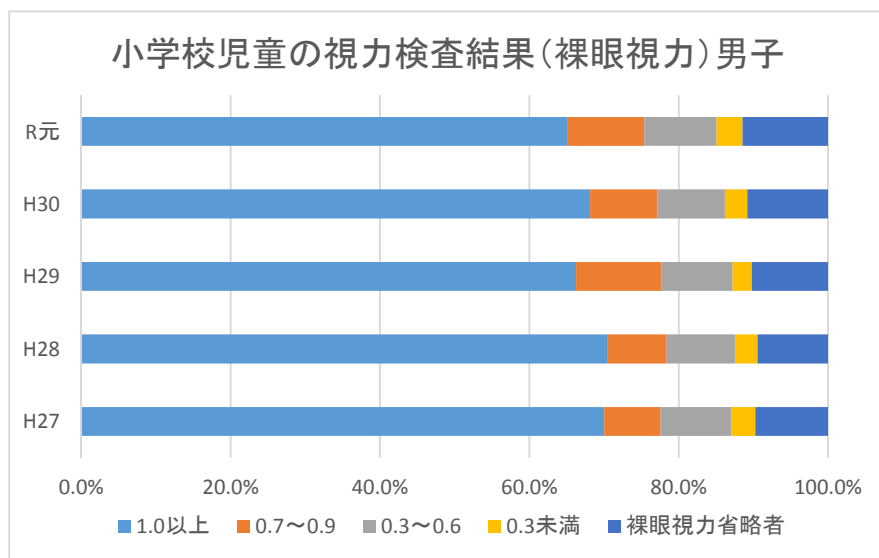
令和2年6月18日（木）

## ○戸田市小学校児童の視力検査結果(裸眼視力)

<小学校>

性別	年度	1.0以上	0.7~0.9	0.3~0.6	0.3未満	裸眼視力省略者
男子	H27	70.0%	7.5%	9.5%	3.2%	9.8%
	H28	70.4%	8.0%	9.2%	3.0%	9.4%
	H29	66.2%	11.4%	9.6%	2.6%	10.2%
	H30	68.1%	9.0%	9.1%	3.0%	10.8%
	R元	65.1%	10.3%	9.7%	3.5%	11.4%

性別	年度	1.0以上	0.7~0.9	0.3~0.6	0.3未満	裸眼視力省略者
女子	H27	63.1%	9.3%	11.4%	3.5%	12.7%
	H28	62.6%	10.4%	10.4%	4.6%	12.0%
	H29	61.5%	10.9%	10.5%	3.8%	13.3%
	H30	58.8%	11.4%	11.3%	3.6%	14.8%
	R元	58.3%	11.8%	11.5%	3.3%	15.1%



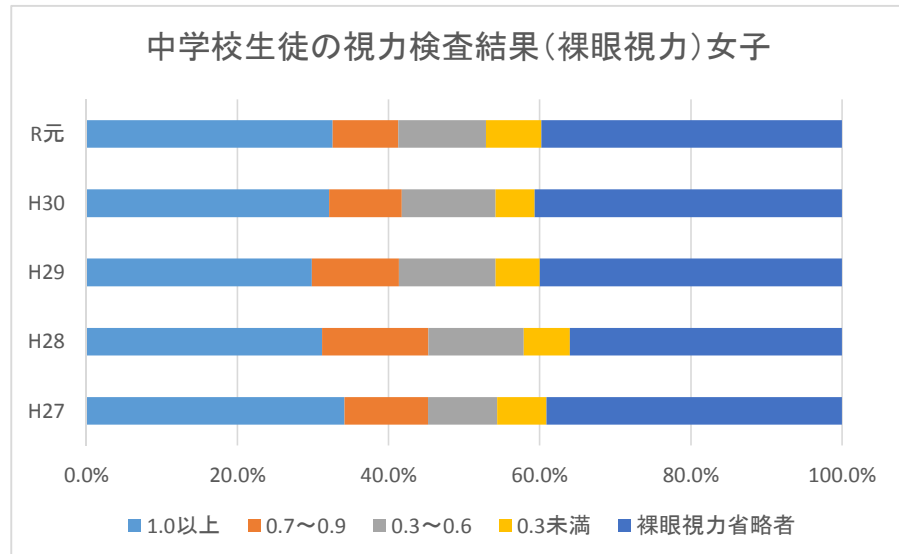
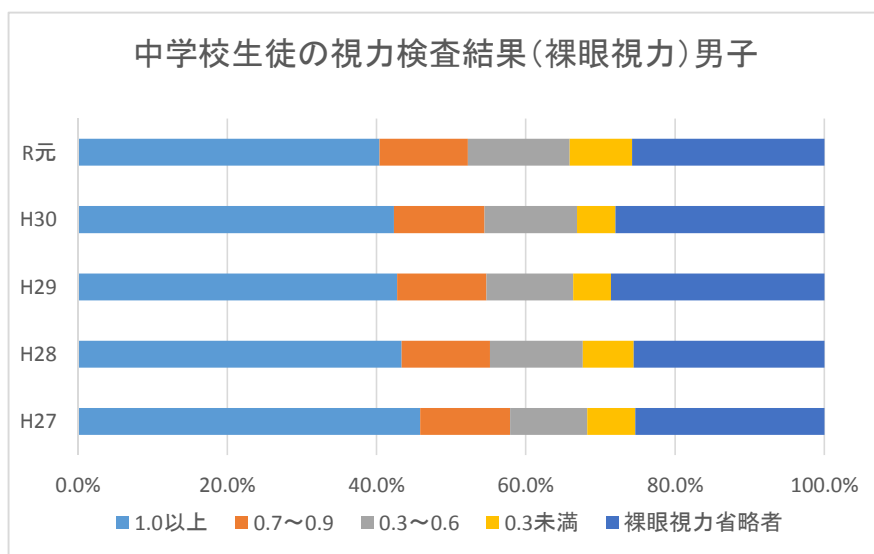
男子児童で見ると、視力1.0以上の割合がゆるやかに減少しており、H27からR元でみると70%から65.1%となっている。女子児童についても同様に、H27からR元でみると63.1%から58.3%とゆるやかに減少している。また、裸眼視力省略者つまり、常時視力矯正をしている児童についても男子児童で、9.8%から11.4%、女子児童で、12.7%から15.1%と増加している。このことから、過去5年間の本市の小学校児童において、年々視力低下の傾向が見られるといえる。さらに男女別の比較では、男児よりも女児により顕著に視力低下の傾向が見られる。

## ○戸田市中学校生徒の視力検査結果(裸眼視力)

<中学校>

性別	年度	1.0以上	0.7~0.9	0.3~0.6	0.3未満	裸眼視力省略者
男子	H27	45.8%	12.0%	10.4%	6.4%	25.3%
	H28	43.3%	11.8%	12.4%	6.8%	25.6%
	H29	42.7%	12.0%	11.6%	5.1%	28.6%
	H30	42.3%	12.2%	12.4%	5.2%	28.0%
	R元	40.4%	11.8%	13.6%	8.3%	25.8%

性別	年度	1.0以上	0.7~0.9	0.3~0.6	0.3未満	裸眼視力省略者
女子	H27	34.2%	11.1%	9.1%	6.5%	39.1%
	H28	31.2%	14.0%	12.6%	6.1%	36.0%
	H29	29.9%	11.5%	12.8%	5.8%	40.0%
	H30	32.1%	9.6%	12.4%	5.2%	40.7%
	R元	32.6%	8.7%	11.6%	7.3%	39.8%



小学校同様、男子生徒で見ると、視力1.0以上の割合がゆるやかに減少しており、H27からR元でみると45.8%から40.4%となっている。女子生徒については、1.0以上の生徒の推移は年度ごとにばらつきがある。裸眼視力省略者についても男子、女子ともに年ごとにばらつきがみられる。過去5年間の本市の中学校生徒について、特定の傾向は見られないが、今後ICT環境のさらなる整備やオンライン学習等の普及により、PCのディスプレイ等を凝視する時間が増加することが予想されるため、そのことと児童生徒の視力低下についての関連がどのようになっているかを含め、注意深く分析する必要がある。

# 報告事項

令和2年第6回教育委員会(定例会)

令和2年6月18日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

# 1 報告事項

ページ

- ① 令和2年6月戸田市議会定例会 教育関連一般質問及び常任委員会について…………… 1
- ② 令和2年度における教科書展示会の開催について…………… 1 1  
(教育政策室)
- ③ 令和3年度特別支援学級及び通級指導教室設置計画(案)…………… 1 3  
(教育政策室)
- ④ 市内中学校の生徒指導案件について…………… 当日配付  
(教育政策室)
- ⑤ 生涯学習課所管施設の再開について…………… 1 4  
(生涯学習課)
  
- ⑥ その他

## 令和2年6月戸田市議会定例会 教育関連一般質問及び常任委員会について

## 三浦芳一議員（公明党）

## 1. 新型コロナウイルスの現状と対策について

## (1) コロナ禍の戸田市の現状と、今までの対応及び今後の取組について。

## ②小中学校などの教育現場について

→ 市内各小・中学校における取組として、2月以降、感染予防のため検温等の健康観察の徹底、手洗いなどの励行、3密を避けるため、大人数が一堂に会する教育活動や班別給食の自粛、授業参観・懇談会の中止などの対策をとり、学校再開後は、国のマニュアルや県のガイドラインに基づいた対応を行っている。

休業期間中の子供たちへの学びの保障は、学習プリント等の配布、教師が作成した学習動画の家庭への配信、オンライン学習も実施した。また、健康状況等の把握や心のケアについては、定期的なメールや電話等による状況確認、戸田市立教育センターの相談窓口やSNS相談窓口の周知を図った。

教職員は3月の臨時休業開始以来、学年末の通常業務に加えてオンライン学習の準備、学習プリントの作成など児童生徒の学習や生活への支援、学校行事の運営変更など創意工夫して対応し、さらに、学校における児童生徒の一時預かりへの対応にも、全小・中学校で対応した。

## むとう葉子議員（日本共産党）

## 1. 市民の生活空間を守る対策について

## (1) 田辺三菱製薬跡地の建物解体作業における資料が、5月13日、企業より近隣住民に配られている。5月中旬からボーリング調査、6月中旬から解体工事が始まるとのことである。

## ③ 通学路となる道路の安全対策について。

→ 教育委員会と各小・中学校において、定期的な現地の確認や登下校指導を実施し、建物解体作業等により工事関係車両の出入り口が通学路に当たる場合は、児童・生徒の安全対策について、解体事業者と事前に協議を行っている。今回の建物解体作業について事業者と戸田第二小学校との間で協議を進め、6月に発行する学校だよりや文書での通知、学校ホームページ等による全校児童への周知とともに、喜沢中学校や戸田中学校にも該当生徒への注意喚起を同様に行っている。

## 2. 学校休業中における学校給食取引業者を守る取組と児童生徒の食育について

### (1) 賄い材料費のキャンセル料金について。

#### ① 3月分の賄い材料費のキャンセル料金は、どのような処理を行ったか。

→ 3月分については学校の臨時休業が2月28日に決定し、ただちに学校給食取引業者と連絡を取り、4月以降に使用出来る食材は納期を先送りし、キャンセルが出来ない食材はすべて代金を支払った。3月4日から学校給食を休止し、キャンセルが出来ない食材については、学童保育室、保育園、介護老人施設等に無償で提供しフードロスを防いだ。また、国の学校臨時休業対策費補助金の交付申請をしている。

#### ② 4月分と5月分の違約金の支払いについて

→ 4月分については、違約金は発生していないが、業者保管していた食材を給食センター、各学校調理場に納品して代金の支払いを行い、一部の業者には6月以降に使用する食材の外部倉庫保管料を支払う予定である。なお、5月分については、食材の発注を行っていないため、違約金は発生していない。

### (2) 新型コロナウイルス感染拡大における第2波、第3波が起これり休業となった際には、お弁当を配布し、食育の実践に役立ててはどうか。

→ 第2波が発生した場合については、その時の感染状況や学校の休業状況などを考慮した上で、対応を判断する。

## 本田哲議員（日本共産党）

## 2. 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について

### (1) 休業時に実施されたオンライン学習について。

→ 臨時休業を開始した3月中は、どの家庭でもできる紙での課題配付やテレビの学習番組の紹介を行いながら、慎重にオンライン学習の在り方について模索を行った。本市は、全国に先駆けてICT環境を整備しICTを活用した学びに取り組んでいたため、家庭学習を支援する一つの方策として、4月28日よりオンライン学習を実施した。教育委員会として、そのスタートアップに学習動画配信によるオンライン学習のモデルを示すとともに、教員研修の実施や学校及び家庭向けの手順書の作成、さらにパソコン端末の家庭への貸し出しを行った。

### **①各学校におけるオンライン学習の実施状況は。**

→ 各学校においては、プリント等の教材と併用してオンライン学習を実施した。実施にあたって、教師と子供とのつながりを第一に考え、学習への意欲付けのためにも各学校の教師が作成した動画を配信し、双方向性のあるオンライン学習の取組も試験的に開始した。

### **②各学校におけるタブレット等の貸出し状況及び貸出し時期に違いの原因は。**

→ 市では、各学校にタブレットパソコンを1校につき一学年分整備しており、家庭に子供が利用できるパソコン等がない家庭やW i f i 環境がない家庭に対して、特例的な措置として学校のパソコンを貸し出した。各学校では学びの機会をどう提供し、タブレット端末をどう活用するかを検討して対象を把握し、タブレット端末の借用申請書を受け付けたため、貸出時期については、各学校により児童生徒数や状況が異なることから生じている。

### **③オンライン学習を受けるため家庭の新たなタブレット等を購入や W i F i 環境整備の出費をどう受けとめているか。**

→ 教育委員会としては、この度の学校の長期休業の中でオンライン学習を開始しましたが、保護者に対してパソコンを購入やW i f i 環境整備を強いてはおりません。

### **④コロナ禍の中で実施されたオンライン学習における学校間格差や教育格差を教育委員会としてどのように受け止めをしているか。**

→ オンライン学習は、家庭における学習支援として教師と子供とのつながりを第一として実施したものである。各学校の実態に応じて創意工夫を行った結果、学校毎に取組が異なっている。一方、オンライン学習の課題は、小学校低学年では家庭の支援が必須であり、また家庭のネットワーク環境が異なり、学習の動機付けの持続の課題がある。オンライン学習の実施は、子供たちの学びを完全に保障するものではなく、今後も、コロナウイルス感染症の第二波、第三波を想定し、オンライン学習と対面指導を効果的に組み合わせ、子供たちの学びを保障していく。

## **(2) 学校再開における子供たちへの対応について**



### ①校内における感染症対策はどうなっているか。

→ 三密を避けるため、令和2年6月1日から令和2年6月12日までを1教室内に入る児童生徒を20人程度とする分散登校を実施している。また、国のマニュアル、県のガイドラインに基づき、子供へマスクの着用、手洗い及び身体的距離の確保の徹底を図り感染症拡大防止に努めている。あわせて、家庭における子供の健康観察を依頼し、登校後健康状態に心配がある場合には家庭にお迎えをお願いしている。

### ②子供たちにどのような学びの場を提供しようと考えているのかについて

→ 6月1日からの2週間の分散登校の期間は、学級を2グループに分け、午前のみ午後のみ登校や、曜日を分けて登校している。6月15日からは通常通りの授業を再開予定。また、臨時休業により遅れている学習については、長期休業の短縮、土曜授業の実施により学びの時間を確保する。学校行事は今後の情勢を注視しながら慎重に検討する。

### ③子供たちへの精神的な面でのケアについて

→ 臨時休業中は各学校において、資料受渡日以外にも直接電話やオンラインシステムの活用により子供の心身の健康状態の把握に努めてきた。心配される子供については担任だけではなく養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関とも連携し、4月20日からはSNS相談を前倒しで開設し、一人一人に寄り添いながら、心の温度を上げていけるよう、きめ細やかに対応している。

### ④特別支援学級の児童生徒へのケアやサポートについて

→ 臨時休業期間において、子供達が安心して入学、登校再開ができるよう、資料受渡日を使った面談や、保護者・子供達一人一人に電話で丁寧な聞き取りを行ってきた。再開後も、生活のリズムを整えられるようにスケジュールの変更を極力少なくなるよう配慮し、感染予防に配慮しつつ心と体をほぐし整えるようなアイスブレイクを取り入れながら、徐々に学校生活に慣れていけるように工夫している。

高橋秀樹 議員（無所属）

## 2. 新型コロナウイルス感染症による学校の休業について

(1) 3～5月の学校休業40日は、土曜日、夏休み、春休みで対応するのか。

→ 学校休業に伴う授業時数の確保については、全校共通で夏季休業と冬季休業の短縮を11日間と、各校における土曜授業の実施や週の授業時数の1時間追加などを組み合わせて対応する。中学校3年生については進路指導や学習の保障から、夏季休業でさらに2日間短縮する。これらの対応により国の定める標準授業時数が確保されている。

## **(2) 学力の低下は、問題ないか。**

→ 全国的にも学校休業に伴う子供たちの学習機会の減少により、学力低下を懸念する声がある。本市では、休業中も家庭学習用の課題プリントの配布や、教師が授業の動画を作成・配信を行い、各校で創意工夫しながら子供たちの学習機会の保障に努めてきた。今後は、子供たちに過度の負担がかからないように配慮しながら、これまでの家庭での学習状況を見届けつつ、きめ細かい指導を進めていく。

## **(3) 小学生のオンライン授業について。**

→ 今回、臨時休業期間における児童生徒への学習機会の保障として、各校の創意工夫によりオンライン学習を実施した。学校での授業が全く行えない中、学校と家庭とのつながりを第一に考えて動画や課題の配信を行った。小学校低学年向けとしては学校や担任の紹介、授業の受け方、校歌や学校生活について子供にも親しみやすい動画を配信したが、一方、小学校低学年の児童の家庭での学習は、オンライン授業に限らずプリントでも一人で継続して取り組むことは難しく、家庭での支援が必要となり、今後も新型コロナウイルス感染症の第二波、第三波を想定し、オンライン学習を効果的に進めるための家庭での支援について研究していく。

## **(4) 9月からの新学期について**

→ 9月からの新学期については、児童生徒数の増加や教職員、教室数の不足、移行に伴う多大な費用や多くの法改正が必要となるなど、様々な課題が想定される。これらの課題を踏まえ国で行われている議論を注視していく。

### **竹内正明議員（公明党）**

#### **2. 県南部地域特別支援学校（仮称）について**

##### **(1) 戸田翔陽高校の敷地内に新設される特別支援学校の本市の把握状況について**

→ 「県南部地域特別支援学校の高等部（以下「新設校」とする。）」については、県南部の特別支援学校の児童生徒増への対応等のために、令和3年度に新設される。設置規模等は、本市の対象生徒の他川口市、蕨市の生徒も対象となり、知的障害のある高等部の生徒240人程度を予定している。スクールバスも運行予定。現在、戸田市在住の和光南特別支援学校の高等部1・2年生の通学区は、令和3年度の開校に伴い新設校に変更となる。また、現在、中学3年生以下の生徒については、出願資格を満たした上で入学選考を経て入学する。

## **（２）市民への周知について**

→ 県が設置する新設校の開設準備室を中心に、地域連携有識者会議での意見を反映しながら準備が進んでいる。県の開設準備室が、一昨年10月13日に戸田翔陽高校にて地域への説明会を行い、2月4日には新設校への入学検討保護者を対象に説明会が実施された。今年度延期となった市内在住の特別支援学校や特別支援学級に在籍する生徒の保護者を対象とした説明会を6月26日に実施する予定とのことである。さらに、新設校の名称も決定次第、市内回覧等で周知していく予定である。本市としても、開設準備室と連携を図りながら、積極的に周知していく。

## **遠藤英樹議員（みらいの会）**

### **4. コロナ禍を受けた大学生、大学院生への支援について、一連の支援策から大学生、大学院生への支援が抜けている感が否めない。**

#### **（１）市の考えについて。**

→ 新型コロナウイルスの感染拡大により、世帯収入やアルバイト収入などが激減した経済的に困難な学生等に対する市独自の支援制度はないが、今年4月より国の「高等教育の修学支援新制度」が開始されている。大学等の入学金・授業料の免除や給付型の奨学金による支援制度で、住民税非課税世帯等の他、今回の新型コロナウイルス感染拡大の影響により家計が急変した世帯を対象に加えるものである。さらに、5月に「学びの継続」のための国の『学生支援緊急給付金』が新たに創設され、家庭から自立した学生などの世帯収入、アルバイト収入が大幅に減少したことにより要件を満たす場合に、10万円から20万円までの現金給付を受けられるものである。また、戸田市の奨学資金及び入学準備金の貸付制度を利用者については、返済が困難な方に概ね1年間の返済猶予を設けており、国の新制度と併せて、市役

所内掲示や市ホームページでのお知らせ等、対象者への周知を図っていく。

## 浅生和英議員（戸田の会）

### 1. 海外留学奨学制度について

#### ①海外留学奨学制度の現状について

→ 本市の将来の発展に資する有用な人材を育成することを目的とし、市内在住の篤志家から1億円の寄附金を受けて制度を開始したものである。寄附の際、奨学生の資格として、「戸田市民であること」、「海外の教育機関で正規の教育を受けること」、「海外の教育機関で学究に志すこと」を挙げられたため、昭和53年度にこの趣旨に沿った戸田市海外留学奨学資金等給与条例及び同条例施行規則を制定し、以後何度かの改正を経て留学期間1学年以上であること、正式な学部生として正規の教育課程を履修することを本奨学金申請の要件としている。昭和53年の制度開始から現在まで、122名の留学生に約1億7千万円の奨学金を給与している。

#### ②要件の見直しについて

→ 申請要件については寄附をいただいた方のご意向を勘案したものであり、個人の語学力のスキルアップを目的とするのではなく、海外の教育機関で学究に志すことを目的としているため現在のところ見直しは考えていない。一方、手続面では市民の方が利用しやすいよう制度改正を行っております。制度発足当時とは留学の形態も多様化していることから、日本の大学等に在籍することなく海外の大学等に直接入学する場合にも本奨学金の対象としたり、他奨学金等との併用を認めたり、留学する1年前から本奨学金の申請ができるようにいる。なお、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う日本や海外の大学が留学システムや留学期間の見直しについては動向を注視していく。

## 斎藤直子議員（令和会）

### 1. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策について

#### (2) 学校給食停止によりこれまでにどのような課題があり、どう対処したか。

→ 学校給食停止により大部分の発注済食材についてはキャンセルした。キャンセルが出来なかった食材のうち長期間保存出来る食材は納期を先送りし、その他については学童保育室、保育園、介護老人施設等は無償で提供し、フードロスの発生を防

いだ。また、3月分のパン・米飯・めんの委託加工業者加工賃相当分について支払が生じているが、これらの経費は国の学校臨時休業対策費補助金の交付申請をしている。また、市として5月19日と20日に、市内6施設において食の支援が必要な子育て家庭、363世帯に無料で食品を配布する「フードパントリー」を実施した。配布された食品は、主にフードバンク団体、企業、市職員からの寄贈品及び市の防災備蓄品である。食品を受け取った方からは、「ビニール袋2袋いっぱい、数々の食品に私も子供たちも感激のあまり涙が出そうになりました。久しぶりに家族で笑顔になりました。」など、52件もの感謝の声をいただいた。

## 酒井郁郎議員（戸田の会）

### 1. 小中学校におけるプールの在り方について

#### (1) 戸田第一小学校建て替えにおけるプールの取り扱い、プール授業の実施方法について

→ 学校にプールを建設した場合の建設費を2億円程度と想定している。濾過器などの修繕は年度平均額では35万円程度の見込みで、光熱水費や保守管理費等のプールを使用する際にかかる運用コストは年額60万円程度となっている。「長期的な総コスト」の試算は、プールのライフサイクルコストとして65年に想定した場合に、建設・修繕・運用コストにかかる全体の総額は、2億6千3百万円程度となり、年額換算は400万円程度となっている。

水泳授業の回数については、各学年8時間から10時間計画をしている。小学校の水泳授業の目標については学習指導要領に示され、低学年は水遊びという名称で、主に水につかって歩いたり走ったりすること、息を止めたり吐いたりしながら、水にもぐったり浮いたりすることが目標としている。中学年は水泳運動という名称で、主に「け伸び<sup>の</sup>」や初歩的な泳ぎをすること、息を止めたり吐いたりしながら、いろいろなもぐり方や浮き方をすることが示されている。高学年では主にクロールと平泳ぎで手や足の動きに呼吸を合わせて続け、安全確保につながる運動として背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くことが示されている。

水泳授業の目標に対する達成度と、達成するための手段については、児童それぞれの習得状況に応じた段階的なめあてを示し、プールカードを活用した水泳検定という形で取り組んでおり、目標の実現に向け、習得状況や泳力別にグループ分けする等、児童一人一人に応じて段階的な指導を行っている。

教育委員会としても戸田第一小学校のプール授業について、学校内のプールが良いのか、新たに建設されたスポーツセンターの温水プールの利用が可能なのか検討してきた経過がある。関係部局とも協議してきたが、児童数が約1,000人の大規模校であることから移動の問題、低学年から高学年の授業における水位や指導体制のことなど総合的に利用は難しいと判断し、現在進めている戸田第一小学校の改築工事の設計においては、校舎の屋上にプールを設置することになっている。

## 林冬彦議員（令和会）

### 4. with コロナ時代における「未来への投資」について

#### （3）未来に向けての投資への必要性の認識について。

##### ②学校教育について。

→ 教育委員会として、今の教育にはSociety 5.0の時代を見据えた授業の質的転換が必要であり、AIでは代替できない能力の育成と、AIを活用できる能力、つまり、21世紀型スキル、汎用的スキル、非認知スキルの育成が必須であると考えている。そのためには、ICTを活用した授業が効果的であり、タブレットパソコン等は必須のものであると認識してきたところであり、現段階で県内において最もICT環境が整備されている状況となっている。

昨年の12月に文部科学省がGIGAスクール構想のロードマップを公表し、令和2年度から令和5年度にかけて段階的整備する予定が、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業によりオンライン学習がクローズアップされ、文部科学省も今年度中に一人一台のタブレットパソコンを整備する方針に切り替え、3年分を前倒しする補助金の補正予算が決定している。学校での協働の学びとオンライン学習は重要と考え、ICT環境の更なる充実は図っていきたいと考えているが、一人一台のタブレットパソコンの整備は、端末代は全額補助されるが、それ以外のオンライン学習等に必要な環境整備には一般財源として大きな財政支出を伴うことから、財政部局と調整しながら進めていく。

##### ③社会人教育について。

→ 生涯学習事業では新型コロナウイルス感染拡大防止のため、複数の講座の中止、図書館や郷土博物館の休館など多大な影響があった。これまでも市民大学の一部でサテライト講座の実施しており、彩湖自然学習センターのホームページ上の「おう

ちミュージアム」ではミニ水族館やプランクトンの動画を、また郷土博物館では「戸田の昔話・伝説」や「映像で見る戸田の歴史」などの複数の動画を配信している。今後は、電子図書館や電子博物館の導入、地域情報のデータベース化などICTを活用した在宅学習の支援を研究し、高齢者、障害者、子育て中の方、現役世代などの学習機会の拡大にも繋げ、近い将来、対面式の講座だけでなくオンライン講座も併用することにより、これまで接点のなかった受講生が繋がり、地域の中で新たな学習コミュニティが形成されるよう、新時代の生涯学習環境の仕組みづくりを進めていく。

教義指第121号  
令和2年5月11日

各市町村教育委員会教育長  
各私立小・中・高・特別支援学校長  
埼玉大学教育学部附属小・中・特別支援学校長  
筑波大学附属坂戸高等学校長  
各県立中・高・特別支援学校長  
各教育事務所長

様

埼玉県教育委員会教育長

令和2年度における教科書展示会の開催について（通知）

標記の件について、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第5条に基づき、下記のとおり開催します。

ついては、所属教職員等が展示会に出席し、教科書研究が行えるよう御配慮をお願いします。併せて、開催会場等について保護者や地域等への周知を御配慮くださるようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策等により、下記のとおりを実施することが難しい状況になることもありますので、御了承ください。

記

- 1 開催趣旨 (1) 小・中・高等学校、特別支援学校の校長、教員及び採択関係者の教科書の調査・研究に資する。  
(2) 保護者及び県民の教科書への理解を図る。
- 2 開催日 令和2年6月12日（金）から14日間
- 3 会場等 別紙のとおり
- 4 その他 別紙「令和2年度 埼玉県教科書展示会 会場一覧」は、義務教育指導課 web ページにも掲載します。  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2214/902-2009128-94.html>

担当 市町村支援部  
義務教育指導課 教科書担当  
電話 048-830-6746  
FAX 048-830-4962



## 生涯学習課所管施設の再開について

### 公民館の利用一部再開について

1 一部再開期間

令和2年6月1日（月）から

2 再開内容

窓口業務のみ

3 理由等

当該施設については、新型コロナウイルスの確実かつ効果的な感染防止策を講じ、施設利用者の健康被害を防ぐ観点から、5月31日まで臨時休館としていたが、第14回新型コロナウイルス対策本部会議において、複合施設の施設管理を所管している福祉センターが、6月1日から窓口業務のみ再開と決定されたため。

4 対象施設名 下戸田公民館・美笹公民館・新曾公民館

## 図書館サービスの段階的な再開について

戸田市立図書館では、令和2年5月20日（水曜）から一部サービスを再開しているが、第15回戸田市新型コロナウイルス対策本部会議の決定を受け、以下のとおり段階的にサービスを再開する。

### 1 サービス内容の段階的再開

■第1ステップ（貸出・返却・予約等） ※できるサービス「○」（休館日を除く）、できないサービス「×」				
サービス内容	5月26日（火曜） ～ 5月31日（日曜）	6月1日（月曜） ～ 6月8日（月曜）	6月9日（火曜） ～ 6月15日（月曜）	6月16日（火曜） ～
【中央図書館・戸田公園駅前配本所】 ・予約した資料の受け取り(貸出) ・資料の返却 ・資料の予約・リクエスト ・貸出券発行、更新登録、パスワード発行	○	○	○	○
【上戸田分館・下戸田分室・美笹分室・下戸田南分室】 ・予約した資料の受け取り(貸出) ・資料の返却 ・資料の予約・リクエスト ・貸出券発行、更新登録、パスワード発行	×	○	○	○
ホームページでの予約の受付・変更・取消	○	○	○	○
返却ポスト（図書館全館、ジェイアール東日本3駅）	○	○	○	○
■第2ステップ（閲覧等） ※できるサービス「○」（休館日を除く）、できないサービス「×」				
サービス内容	5月26日（火曜） ～ 5月31日（日曜）	6月1日（月曜） ～ 6月8日（月曜）	6月9日（火曜） ～ 6月15日（月曜）	6月16日（火曜） ～
書棚で図書等を選んでの貸出 ※中央図書館1階・分館・分室	×	×	○	○
書棚で図書等を選んでの貸出 ※中央図書館2階	×	×	×	○
資料の閲覧、読書、調べ物（閲覧席の利用）	×	×	×	○
自習席・パソコン専用席の利用 ※中央図書館2階のみ	×	×	×	○
自動貸出機の利用	×	×	○	○
利用者端末機の利用	×	×	×	○
レファレンス（電話・窓口） ※中央図書館のみ	×	×	×	○
レファレンス申込（ホームページ）	×	×	×	○
図書館資料の複写(コピー) ※中央図書館及び上戸田分館	×	×	×	○
データベースの利用 ※中央図書館のみ	×	×	×	○

## 2 対象施設・開館時間

### (1) 5月31日(日曜)まで(開館時間を短縮)

施設名称	開館時間等
中央図書館	午前9時～午後6時 ※第2、4、5月曜日及び月末日は休館
戸田公園駅前配本所(戸田公園駅前行政センター内)	・月～金曜日 正午～午後8時 ・土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時30分

※上戸田分館・下戸田分室・美笹分室・下戸田南分室は、臨時休館

### (2) 6月1日(月曜)から(通常の開館時間)

施設名称	開館時間等
中央図書館	・月～金曜日 午前9時～午後8時 ・土・日曜日、祝日 午前9時～午後6時 ※第2、4、5月曜日及び月末日は休館
上戸田分館(上戸田地域交流センター内)	・午前9時～午後9時30分 ※第3月曜日及び月末日は休館
下戸田分室(東部福祉センター内)	・午前9時～午後6時 ※第2、4、5月曜日及び月末日は休館
美笹分室(西部福祉センター内)	・午前9時～午後6時 ※第2、4、5月曜日及び月末日は休館
下戸田南分室(障害者福祉会館内)	・午前9時～午後6時 ※第1、3、5火曜日及び月末日は休館
戸田公園駅前配本所(戸田公園駅前行政センター内)	・月～金曜日 午前8時30分～午後8時 ・土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時30分

## 3 感染防止対策

### (1) 来館者への事前周知

- ・発熱や風邪症状のある方には、来館をご遠慮いただく。
- ・マスクの着用をお願いする。
- ・来館者の分散化を図るため、次のとおり来館いただくようお願いする。
  - 貸出券番号の末尾が「偶数」の方は「偶数日」
  - 貸出券番号の末尾が「奇数」の方は「奇数日」
- ・なるべく1家族につき代表1名で来館いただくようお願いする。なお、予約資料を受け取る家族の貸出券を複数持参した場合、いずれかの貸出券番号の末尾が、「偶数」

または「奇数」で該当する日であれば、他の家族の貸出券の予約資料をあわせて借りることができる。

- ・混雑状況により入館制限をさせていただくことがある。
- ・当面の間、中央図書館1階玄関ホール内のベンチ、コインロッカー、休憩室、冷水器などの利用は制限する。また、会議室と視聴覚室は利用できない。

(2) 密閉・密集・密接を避けるための対応

- ・密閉した空間を作らないため、施設の換気に努める。
- ・密集しないように、窓口に並ぶ際にはソーシャルディスタンス（人と人との距離）を十分にとれるよう工夫する。
- ・密接しないよう、短時間での窓口を心掛ける。
- ・窓口に飛沫対策のビニールシート等を設置する。

(2) 接触感染リスクへの対応

- ・来館者が使用できる手・指消毒液を設置する。
- ・返却された図書等は感染リスクを軽減するために、翌々日以降に書棚に戻す。
- ・館内の手すり、トイレのドアノブ、エレベーターボタン等は定期的に消毒を行う。

(3) 図書館職員の衛生対策

- ・マスクを着用し、体調管理に努める。
- ・手洗い・咳エチケット等を積極的に行い、またその啓発に努める。

## 郷土博物館、アーカイブズ・センターの再開（6月1日から）について

戸田市立郷土博物館では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月1日（水曜）から臨時休館していたが、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、令和2年6月1日（月曜）から以下のとおり、感染防止対策を講じた上で、再開する。

なお、郷土博物館の常設展示室は24年振りとなるリニューアルオープンとなる。

### 1 再開日

令和2年6月1日（月）から

### 2 開館時間

戸田市立郷土博物館（3階）、戸田市アーカイブズ・センター（2階）

・午前10時～午後4時30分（第2、4、5月曜日及び月末日は休館）

### 3 感染防止対策

#### （1）来館者への事前周知

- ・発熱や風邪症状のある方には来館をご遠慮いただく。
- ・館内のケース及び展示資料には、触れないよう注意喚起する。
- ・マスクの着用及び手指の消毒をお願いする。
- ・来館者の密集見学を防止するため、分散して見学することとする。
- ・大人数・団体での来館をご遠慮いただく。
- ・混雑状況により入館制限、時間制限をすることがある。
- ・感染者が発生した場合を考慮して入館者全員の名前、連絡先を入館者カードに記入することを依頼する。万が一の時に、保健所等による聞き取り調査等に協力いただく場合があることを伝える。

下記の様式をダウンロードして、事前に記入して持参することも可能。

入館者カード（連絡先等記入用紙） \*別添参照

- ・当面の間、中央図書館・郷土博物館の玄関ホール内のベンチ、コインロッカー、休憩室、冷水器などの利用は制限する。

## **(2) 密閉・密集・密接を避けるための対応**

- ・館内は、サーキュレーターにより空気を対流させるよう努める。
- ・展示室内で一時期に入館できる人員を20名程度とし、ソーシャルディスタンス（人と人との距離）を十分にとれるよう入口で調整する。
- ・窓口対応は、短時間を心掛ける（アカイブズ・センター）。
- ・飛沫感染防止対策として窓口にアクリル板等を設置する（アカイブズ・センター）。

## **(3) 接触感染リスクへの対応**

- ・来館者が使用できる手・指消毒液を設置する。
- ・館内の手すり、トイレのドアノブ、エレベーターボタン等は定期的に消毒を行う。
- ・閲覧された史料等は、感染リスクを軽減するために、翌々日以降に閲覧可能とする（アカイブズ・センター）。

## **(4) 職員の衛生対策**

- ・マスクやフェイスシールド等を着用し、体調管理に努める。
- ・手洗い・咳エチケット等を積極的に行い、またその啓発に努める。

## 彩湖自然学習センターの一部再開（6月1日から）について

彩湖自然学習センターでは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月4日（水曜）から臨時休館していたが、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、6月1日（月曜）から以下のとおり感染防止対策を講じた上で、一部の展示室を再開する。

### 1 再開日

令和2年6月1日（月）から

### 2 開館時間

午前10時～午後4時30分（第2、4、5月曜日及び月末日は休館）

### 3 再開する展示室

- ・1階「水中のふしぎ」（ミニ水族館）  
※ドクターフィッシュの触れ合いコーナーは当面の間、休止する。
- ・4階「学習室」（彩湖自然学習センター 自然写真展）
- ・5階「荒川のすがた」（屋上広場を含む）

※2階「水辺のふしぎ」、3階「草原・湿原のふしぎ」、4階「林のふしぎ」については、  
当面の間、閉鎖する。

※2階、4階のトイレは利用可。

### 4 感染防止対策

#### （1）来館者への事前周知

- ・発熱や風邪症状のある方には来館をご遠慮いただく。
- ・館内のケース及び展示資料には、触れないよう注意喚起する。
- ・マスクの着用及び手指の消毒をお願いする。
- ・来館者の密集見学を防止するため、分散して見学することとする。
- ・大人数・団体での来館はご遠慮いただく。

- ・混雑状況により入館制限、時間制限をすることがある。
- ・感染者が発生した場合を考慮して入館者全員の名前、連絡先を入館者カードに記入することを依頼する。

万が一の時に、保健所等による聞き取り調査等に協力いただく場合があることを伝える。下記の様式をダウンロードして、事前に記入して持参いただくことも可能。

入館者連絡先等記入用紙

## **(2) 密閉・密集・密接を避けるための対応**

- ・館内は、サーキュレーターにより空気を対流させるよう努める。
- ・展示室内で一時期に入館できる人員を20名程度とし、ソーシャルディスタンス（人と人との距離）を十分にとれるよう入口で調整する。

## **(3) 接触感染リスクへの対応**

- ・来館者が使用できる手・指消毒液を設置する。
- ・館内の手すり、トイレのドアノブ、エレベーターボタン等は定期的に消毒を行う。

## **(4) 職員の衛生対策**

- ・マスクやフェイスシールド等を着用し、体調管理に努める。
- ・手洗い・咳エチケット等を積極的に行い、またその啓発に努める。